

無料点検のつもりが高額請求に！！



～気をつけて！不安をあおる

さまざまな点検商法～



点検商法

☆訪問販売には、業者の強引な勧誘や、夜間の訪問、長時間にわたる勧誘などのトラブルがあります。その中で最近多くなっている相談が点検商法です。まず、業者は、屋根・外壁・床下・水道・消火器・排水管・布団などを「無料で点検します」と、電話後訪問する、または、突然訪問してきます。そして、点検した後に、**屋根・外壁**：「瓦がズレています」「壁にヒビがあります」**床下・換気扇**：「シロアリの調査が必要です」「カビが生えていてひどい状態でした」**水周り**：「排水管の清掃が必要です」などと不安をあおり、工事契約や商品・サービスの契約を迫ります。

「無料で点検しますよ」
「見るだけでいいんで」
「まあいいことにまわっています」



消費者庁イラスト集より



手口

- ①「近所で工事をしている者です」「市役所より依頼されて訪問に来ました」「今なら無料で点検します」と安心させて近づき、家や敷地内に入り込んできます。
- ②無料点検を装って家に上がり込みでまかせを言って不安をあおり、不要な工事をしたり、高額な商品を買わせます。
- ③わざと瓦などを壊したり、破損している嘘の写真を見せ「今すぐ直さないと家が腐る」「屋根が落ちてきて、通行人に怪我をさせたら大変なことになる」と脅してきます。

注意点



- ★「無料点検」は無料ならばと安心させ、家や敷地内に入り込むことが目的です。あくまで点検後のセールスを目的にしています。突然の訪問者を安易に家に入れないようにしましょう。
- ★必要な点検があれば自分で依頼をしましょう。
- ★その場で危険と言われても信用せず、他の業者にも、点検・見積りを依頼し、最も信頼できる業者を選びましょう。
- ★契約はその場で行わず、家族などに相談してから契約をしましょう。

～契約トラブルにあわないためには～

ポイント

訪問販売には、すぐに玄関を開けないで、玄関越しに対応しましょう。

電話勧誘販売には、あいまいな返事はしないで「いいません」とはっきり言いましょう。

高額な契約は一人で決めないで、家族や信頼できる知人などに相談しましょう。

断りの言葉

- ☆いいません
- ☆お断りします
- ☆必要ありません
- ☆お話は聞けません
- ☆帰ってください
- ☆電話を切ります



消費者庁イラスト集より

アドバイス

☆特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売の場合には「勧誘に先立って、会社名や勧誘目的、商品などを明示しなければならない」と定められています。販売が目的であることを隠したり、偽ったりして近づく悪質業者には注意しましょう。また一度断った人に対して、再勧誘することは禁止されています。強引な勧誘に負けず、不要ならきっぱり断りましょう。

☆訪問販売で修理や工事をした場合は、法律で定められた事項が記載された契約書面や、電磁的方法での提供を受けた日から8日間は、クーリング・オフにより契約解除ができます。工事が終わっている場合でも、解約料の支払いは必要ありません。支払ったお金の返金や工事前の状態に戻してもらうことは可能です。クーリング・オフの手続きが分からない方は、早急にご相談ください。

ただ、最近ではクーリング・オフをしても、相手が計画的に倒産したり、行方をくらませたりと、連絡が取れなくなり、お金が戻って来ないことが増えてきました。「あとでクーリング・オフすればいいや」が通用しません。そのため、契約はその場で行わず、家族などに相談しましょう。



商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住所 沼田市下之町888番地 テラス沼田3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！